

## 《児童健康福祉専門分科会資料》

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

H26.7.3

## 1 子ども・子育て支援新制度の認定区分について

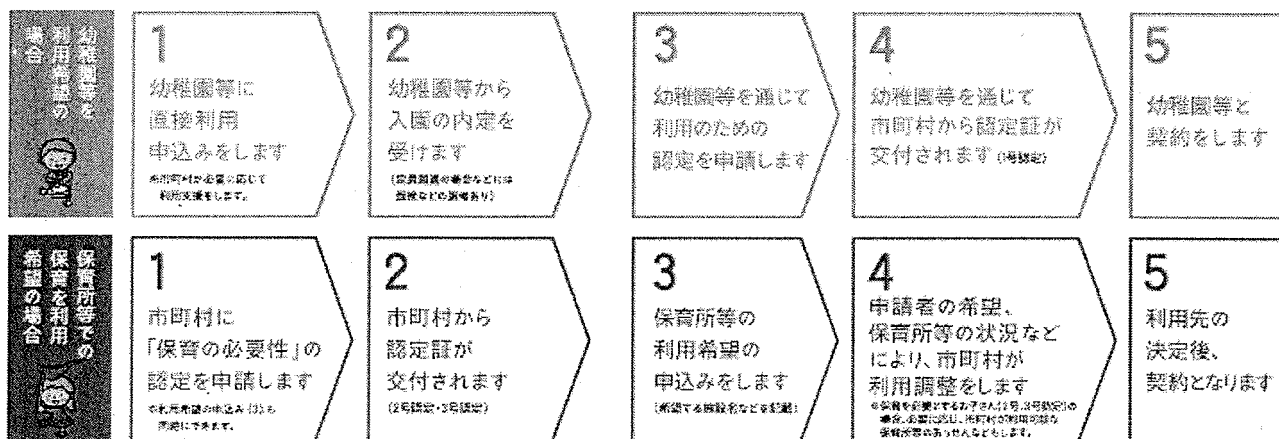
| 区分  | 要 件                  | 利用先         |
|-----|----------------------|-------------|
| 1 号 | 満 3 歳以上で、教育を希望       | 幼稚園、認定こども園  |
| 2 号 | 満 3 歳以上で、保育の必要な事由に該当 | 保育所、認定こども園  |
| 3 号 | 満 3 歳未満で、保育の必要な事由に該当 | 保育所、認定こども園等 |

新制度では、上記の 1 号～3 号の認定を受けることが必要となる。ただし、既存の幼稚園で、新制度の枠組みに入らない園の変更はない。

## 2 子ども・子育て支援新制度の認定申請の方法について

現在保育園等に在園している児童の分は、9 月頃に園を通じて認定の申請を受け付け、10 月以降に園を通じて認定証を交付することとなる。

新規申込児は、申込時に併せて認定の申請を受け付ける。申請の流れは、下記のとおり。



## 3 現行制度の保育料について

## (1) 幼稚園

私立幼稚園 33 園が、独自の保育料を設定している。保育料は所得の多寡にかかわらず一律となっている。

保護者に対して支給する就園奨励費の金額について、住民税額に応じて差を設けることにより、保育料の応能負担と同様の効果

がある。

## (2) 保育園，認定こども園

保育園は公立と私立で財源構成は異なる。前回保育料を改定した平成23年度と直近の平成25年度の比較は下記のとおり。公立，私立保育園とも保育料負担は運営コストの5分の1から4分の1程度となっている。

一方，市の負担は，公立保育園で8割，私立保育園で5割となっている。公立保育園の市負担分は微増だが，私立保育園は2年間で6園新設しているため，約2億8,000万円増加している。

### 公立保育所（平成23年度）

単位：円

| 公立保育園の運営費<br>4,032,371,108     |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 保護者負担分<br>808,454,600<br>20.0% | 市負担分<br>3,223,916,508<br>80.0% |

### 公立保育所（平成25年度）

単位：円

| 公立保育園の運営費<br>4,061,397,993     |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 保護者負担分<br>818,645,680<br>20.2% | 市負担分<br>3,242,752,313<br>79.8% |

### 私立保育所（平成23年度）

単位：円

| 私立保育園の運営費<br>1,414,922,399     |                              |                              |                              |
|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 保護者負担分<br>347,033,270<br>24.5% | 国負担分<br>355,466,920<br>25.1% | 市補助金<br>165,302,737<br>11.7% | 市負担分<br>547,119,472<br>38.7% |

### 私立保育所（平成25年度）

単位：円

| 私立保育園の運営費<br>1,986,276,541     |                              |                              |                              |
|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 保護者負担分<br>496,778,110<br>25.0% | 国負担分<br>499,306,225<br>25.1% | 市補助金<br>222,622,055<br>11.2% | 市負担分<br>767,570,151<br>38.7% |

## 4 子ども・子育て支援新制度保育料について

利用する施設，サービスにかかわらず，1号から3号まで，認定された区分ごとに，それぞれ保護者の所得に応じた保育料負担となる。

#### (1) 幼稚園

- ・新制度で施設型給付に移行した幼稚園については、国の徴収額基準額表を上限に自治体で設定⇒独自に減額した分は自治体の持ち出し
- ・国の基準は就園奨励費を加味した設定となっている（就園奨励費も所得に応じた額になっている）

#### (2) 保育園，認定こども園

- ・現行制度と同様に所得に応じた保育料設定（応能負担）。現行でも，認定こども園は認可保育園に準じた保育料設定になっている
- ・算定根拠の税目が所得税から住民税へ変更⇒税書類の提出が不要となる代わりに，決定時期が6月以降になる
- ・国の徴収額基準額表を上限に自治体で設定⇒独自に減額した分は自治体の持ち出しになる
- ・保育料は保育標準時間と保育短時間の2本立て。保育短時間の場合，標準時間の98.3%が国の設定

### 4 御検討いただきたい事項

#### (1) 幼稚園

- ①私立幼稚園33園では，17,000円（3歳児，月額）～30,000円（3歳児，月額）と現行の保育料に幅がある。また，保育料とは別に，入園料が60,000円（3歳児）～140,000円（3歳児）かかる。保育料を設定するうえで，保護者負担をどう判断するか
- ②就園奨励費とは別に，年額20,000円の市単独補助を支出している。新制度に移行しない幼稚園とのバランスをどうとるか

#### (2) 保育園，認定こども園

- ①平成25年度の対国基準の実績は，74.91%。平成23年度に75%を目標に保育料改定を行ったが，残り25%を市税（家庭内保育の保護者，子育てに関係していない市民を含む）

で負担することは適正か。平成20年度改定時に策定した平成26年度時点の目標値は80%となっている

- ②対国基準75%は全体の負担率であり、年齢、階層によって負担率は、対国基準0%(B階層)~100%(3歳未満D9階層)となっている。所得が高い層に負担が偏っていることは適正か
- ③保育料改定は、平成10年度、20年度、23年度と実施してきたが、いずれもD10階層以上の上げ幅を大きくしたため、階層ごとの負担率のばらつきが大きくなった
- ④第2階層(市民税非課税世帯)は、国の徴収基準額が、3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円で、母子・父子・在障世帯のみ無料となっている。自営業等で収入が高い世帯でも、申告の控除額が多く、市民税がかかれば保育料が無料となっている。源泉徴収税額が明らかな勤労者世帯との公平性を図る必要があるか
- ⑤国基準は3歳児未満と3歳児以上の2区分となっているが、柏市として0~2歳児、3歳児、4~5歳児の3区分を維持するか(保育単価を上限とするため、別に設定)
- ⑥2歳児C2階層1人(0.021%)~2歳児D10階層250人(5.147%)と人数の差が大きい。2歳児D10階層は保育料総額の9.639%を占めている。人数のバランスをとるべきか
- ⑦D10階層(所得税103,000円~202,999円)以降は開きが大きいいため、負担感に差が生じている状態であり、最大はD13階層は所得税413,000円~799,999円と金額の幅は約40万円。負担感の差をどう解消するか
- ⑧柏市が19階層であるのに対し、横浜市は30階層。階層の幅も最大で88,000円となるため、細分化は必要か

## 5 住民税方式になることの影響

- ・所得税率は超過累進課税制度(5, 10, 20, 23, 33, 40%)に対して、市町村住民税は一律6%  
⇒世帯収入が1,000万円であっても、夫婦500万円ずつの場合より夫1,000万円の場合の方が安くなる

- ⇒ 所得税方式に合わせて国の階層を按分すると、階層が下がる人が増え、対国基準 7.5 % の維持が困難
- ⇒ 新規入園児を含めた保育料の見込みが困難であるため、翌年度以降の改定が必要な場合もあり得る

## 6 延長保育料について

- ・ 公立保育園の延長保育料は、午後 6 時以降のみ 1 0 0 円を徴収している
- ・ 私立保育園の延長保育料は、各保育園ごとに任意で設定しているが、月極めの園もあるなど、料金体系はまちまちである
- ・ 延長保育には、人件費、おやつ代等がかかっている。一部の保護者のためのサービスであるが、利用料金の設定額は適正か
- ・ 保育標準時間と保育短時間の設定をどうするか

# 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ (月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・ 現行の利用者負担の水準を基本。

| 階層区分                                 | 推定年収   | 現行の保育料  |
|--------------------------------------|--------|---------|
| ①生活保護世帯                              | —      | 0円      |
| ②市町村民税<br>非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む) | ～270万円 | 9,100円  |
| ③市町村民税<br>所得割課税額<br>77,100円以下        | ～360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税<br>所得割課税額<br>211,200円以下       | ～680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税<br>所得割課税額<br>211,201円以上       | 680万円～ | 25,700円 |



| 階層区分                                 | 利用者負担   |
|--------------------------------------|---------|
| ①生活保護世帯                              | 0円      |
| ②市町村民税<br>非課税世帯<br>(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 9,100円  |
| ③市町村民税<br>所得割課税額<br>77,100円以下        | 16,100円 |
| ④市町村民税<br>所得割課税額<br>211,200円以下       | 20,500円 |
| ⑤市町村民税<br>所得割課税額<br>211,201円以上       | 25,700円 |

- ※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。
- ※①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ただし、給付単価を限度とする。
- ※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

# 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

| 階層区分            | 推定年収    | 現行の費用徴収基準 |
|-----------------|---------|-----------|
| ①生活保護世帯         | —       | 0円        |
| ②市町村民税非課税世帯     | ～260万円  | 6,000円    |
| ③市町村民税課税世帯      | ～330万円  | 16,500円   |
| ④所得税額40,000円未満  | ～470万円  | 27,000円   |
| ⑤所得税額103,000円未満 | ～640万円  | 41,500円   |
| ⑥所得税額413,000円未満 | ～930万円  | 58,000円   |
| ⑦所得税額734,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円   |
| ⑧所得税額734,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円  |



| 階層区分                 | 利用者負担    |         |
|----------------------|----------|---------|
|                      | 保育標準時間   | 保育短時間   |
| ①生活保護世帯              | 0円       | 0円      |
| ②市町村民税非課税世帯          | 6,000円   | 6,000円  |
| ③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯） | 16,500円  | 16,300円 |
| ④所得税課税額97,000円未満     | 27,000円  | 26,600円 |
| ⑤所得税課税額169,000円未満    | 41,500円  | 40,900円 |
| ⑥所得税課税額301,000円未満    | 58,000円  | 57,100円 |
| ⑦所得税課税額397,000円未満    | 77,000円  | 75,800円 |
| ⑧所得税課税額397,000円以上    | 101,000円 | 99,400円 |

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

# 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

| 階層区分            | 推定年収    | 現行の費用徴収基準 |
|-----------------|---------|-----------|
| ①生活保護世帯         | —       | 0円        |
| ②市町村民税非課税世帯     | ～260万円  | 9,000円    |
| ③市町村民税課税世帯      | ～330万円  | 19,500円   |
| ④所得税額40,000円未満  | ～470万円  | 30,000円   |
| ⑤所得税額103,000円未満 | ～640万円  | 44,500円   |
| ⑥所得税額413,000円未満 | ～930万円  | 61,000円   |
| ⑦所得税額734,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円   |
| ⑧所得税額734,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円  |



| 階層区分                 | 利用者負担    |          |
|----------------------|----------|----------|
|                      | 保育標準時間   | 保育短時間    |
| ①生活保護世帯              | 0円       | 0円       |
| ②市町村民税非課税世帯          | 9,000円   | 9,000円   |
| ③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯） | 19,500円  | 19,300円  |
| ④所得税課税額97,000円未満     | 30,000円  | 29,600円  |
| ⑤所得税課税額169,000円未満    | 44,500円  | 43,900円  |
| ⑥所得税課税額301,000円未満    | 61,000円  | 60,100円  |
| ⑦所得税課税額397,000円未満    | 80,000円  | 78,800円  |
| ⑧所得税課税額397,000円以上    | 104,000円 | 102,400円 |

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯  
④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

■平成26年度 柏市保育料額表(月額 単位:円)

| 税額           | 定義(扶養控除廃止前の税額)       | 階層  | 3歳未満児  | 3歳児    | 4歳以上児  |
|--------------|----------------------|-----|--------|--------|--------|
| 所得税非課税世帯     | 生活保護世帯               | A   | 0      | 0      | 0      |
|              | 市民税非課税               | B   | 0      | 0      | 0      |
|              | 市民税均等割               | C1  | 6,100  | 4,800  | 4,800  |
|              | 市民税所得割 7,000円未満      | C2  | 7,400  | 5,600  | 5,600  |
| 所得税課税額(父母合算) | 市民税所得割 7,000円以上      | C3  | 8,500  | 6,900  | 6,900  |
|              | 所得税 2,000円未満         | D1  | 11,200 | 8,900  | 8,900  |
|              | “ 2,000円～ 7,999円     | D2  | 13,100 | 10,900 | 10,900 |
|              | “ 8,000円～ 14,999円    | D3  | 15,600 | 13,200 | 13,200 |
|              | “ 15,000円～ 29,999円   | D4  | 21,500 | 19,200 | 17,500 |
|              | “ 30,000円～ 39,999円   | D5  | 28,100 | 23,200 | 20,300 |
|              | “ 40,000円～ 49,999円   | D6  | 30,200 | 24,700 | 21,100 |
|              | “ 50,000円～ 59,999円   | D7  | 35,600 | 25,600 | 21,400 |
|              | “ 60,000円～ 74,999円   | D8  | 42,300 | 26,100 | 21,700 |
|              | “ 75,000円～ 102,999円  | D9  | 44,500 | 26,600 | 22,000 |
|              | “ 103,000円～ 202,999円 | D10 | 53,600 | 27,600 | 22,800 |
|              | “ 203,000円～ 292,999円 | D11 | 56,900 | 29,000 | 24,100 |
|              | “ 293,000円～ 412,999円 | D12 | 59,000 | 29,300 | 24,300 |
|              | “ 413,000円～ 799,999円 | D13 | 62,000 | 31,100 | 26,100 |
|              | “ 800,000円以上         | D14 | 64,000 | 32,100 | 27,200 |

## 私立幼稚園の園児の保護者への補助金について

### 1 柏市私立幼稚園就園奨励費補助金（国の制度）

家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る補助金です。

平成26年度については、平成26年6月1日から同年10月1日までの間に柏市に住民登録があり、かつ、私立幼稚園に在園している満3歳～5歳児の保護者に対し、所得などに応じて下記の表1又は表2の額を補助（所得制限あり）。

25年度実績 5,273人 550,100,900円

うち、国庫補助金額：134,925,000円（約24.5%）

#### 小学校1～3年生の兄・姉がいない世帯(表1)

| 補助金の対象となる園児が               | 支給額（年額） 単位：円                    |                              |                                  |
|----------------------------|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
|                            | 1人就園の場合及び2人以上就園している場合の最年長者（第1子） | 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子） | 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降） |
| 生活保護世帯                     | 308,000                         | 308,000                      | 308,000                          |
| A H26年度市民税が非課税の世帯          | 199,200                         | 253,000                      | 308,000                          |
| B H26年度市民税所得割額が非課税の世帯      |                                 |                              |                                  |
| C H26年度市民税所得割額がC区分基準額以下の世帯 | 115,200                         | 211,000                      | 308,000                          |
| D H26年度市民税所得割額がD区分基準額以下の世帯 | 62,200                          | 185,000                      | 308,000                          |
| 上記区分以外の世帯                  |                                 | 154,000                      | 308,000                          |

注1 「C区分基準額」は、19歳未満の子どもの扶養人数により額が異なる。例えば、16歳未満が2人、16歳以上19歳未満が0人の世帯では、77,100円

注2 「D区分基準額」は、19歳未満の子どもの扶養人数により額が異なる。例えば、16歳未満が2人、16歳以上19歳未満が0人の世帯では、211,200円

小学校 1 ～ 3 年生の兄・姉がいる世帯(表 2)

|                              |                                                     | 支給額 (年額) 単位:円                                                                                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金の対象となる園児が                 | 小学校1～3年生の兄・姉を1人<br>有しており、就園している<br>場合の最年長者<br>(第2子) | 小学校 1～3 年生の兄・姉を 1 人<br>有しており、同一世帯から 2 人<br>以上就園している場合の左以外<br>の園児及び、小学校 1～3 年生<br>に兄・姉を 2 人以上有している<br>園児 (第3子以降) |
| 生活保護世帯                       | 308,000                                             | 308,000                                                                                                         |
| A H26 年度市民税が非課税の世帯           | 253,000                                             | 308,000                                                                                                         |
| B H26 年度市民税所得割額が非課税の世帯       |                                                     |                                                                                                                 |
| C H26 年度市民税所得割額がC 区分基準額以下の世帯 | 211,000                                             | 308,000                                                                                                         |
| D H26 年度市民税所得割額がD 区分基準額以下の世帯 | 185,000                                             | 308,000                                                                                                         |
| 上記区分以外の世帯                    | 154,000                                             | 308,000                                                                                                         |

注 1 「C 区分基準額」は、19 歳未満の子どもの扶養人数により額が異なる。例えば、16 歳未満が 2 人、16 歳以上 19 歳未満が 0 人の世帯では、77,100 円

注 2 「D 区分基準額」は、19 歳未満の子どもの扶養人数により額が異なる。例えば、16 歳未満が 2 人、16 歳以上 19 歳未満が 0 人の世帯では、211,200 円

## 2 柏市私立幼稚園就園費補助金（市の単独事業）

上記の 1 の補助金とは別に、保護者の経済的負担の軽減を図る補助金です。

平成 26 年度については、平成 26 年 6 月 1 日及び同年 10 月 1 日に柏市に住民登録があり、かつ、私立幼稚園に在園している満 3 歳～5 歳児の保護者に対し、園児 1 人当たり 20,000 円を支給（所得制限なし）。平成 26 年 6 月 1 日又は同年 10 月 1 日のどちらかの日のみの場合は、10,000 円を支給

25 年度実績 7,639 人 150,126,600 円

# 多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限: 原則あり(年収約680万円程度まで)

保育所

所得制限: なし  
(全世帯が対象)

補助対象世帯  
年収～約680万円

補助対象外世帯  
年収約680万円～

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小  
4

※小4以上はカウントしない

小  
3

第1子

第1子

小  
2

小  
1

小  
4

小  
3

小  
2

小  
1

※小1以上は  
カウントしない

5  
歳  
(年長)

第1子  
[1.0]

第2子  
[0.75]  
(25%減)  
⇒[0.5]

第1子  
[1.0]

第2子  
[1.0]  
⇒[0.5]

4  
歳  
(年中)

第2子  
[0.5]  
(半額)

第2子  
[1.0]  
⇒[0.5]

3  
歳  
(年少)

第3子  
[0.0]  
(無償)

第3子  
[0.0]  
(無償)

第3子  
[0.0]  
(無償)

第3子  
[1.0]  
⇒[0.0]  
(無償)

2  
歳

※2歳以下は カウントしない

1  
歳

0  
歳



5  
歳

4  
歳

3  
歳

2  
歳

1  
歳

0  
歳

第1子  
[1.0]

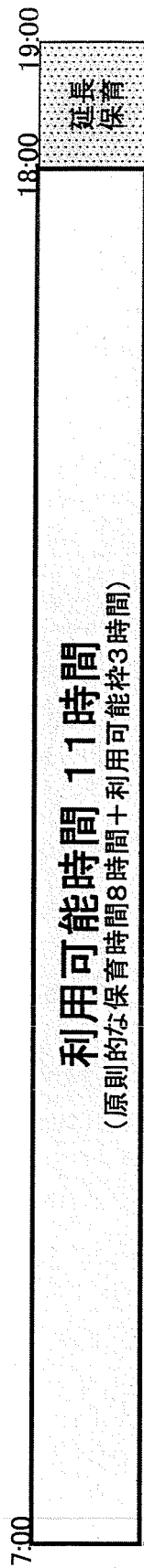
第2子  
[0.5]  
(半額)

第3子  
[0.0]  
(無償)

※ [ ]内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

## 延長保育料について

保育標準時間 ※1ヶ月当たり120時間程度の就労



保育短時間 ※1ヶ月当たり64時間以上の就労



今回、新たに生じる「延長保育」  
標準時間利用者と保育短時間利用者との差

従前の  
延長保育  
相当分  
(100円)

